

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	戦後 80 年における援護施策の現状と課題 －戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の継続等－
著者 / 所属	平井 祐太 / 厚生労働委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	478 号
刊行日	2025-9-29
頁	94-106
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20250929.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

戦後80年における援護施策の現状と課題

— 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の継続等 —

平井 祐太
(厚生労働委員会調査室)

1. はじめに
2. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の継続
3. 遺骨収集事業
4. 戦没者慰霊事業、次世代への記憶継承等
5. おわりに

1. はじめに

戦後80年を迎え、先の大戦の体験者が減少するとともに、戦没者の遺族の高齢化が進む中で、戦争の記憶の次世代への継承等が課題となっている。

こうした中、厚生労働省は、令和7年度予算において、「戦後80年関連事業」として18億円を計上した（図表1）。同事業に関連する、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案」（閣法第10号。以下「特別弔慰金支給法改正案」という。）は、令和7年2月7日に国会に提出され、同年3月31日に成立した。また、遺骨収集事業の推進について、福岡厚生労働大臣は、同年3月29日に硫黄島を、同年5月5日にパラオ共和国のペリリュー島¹をそれぞれ訪問し、遺骨収集現場の視察等を行った。同年8月15日には、戦没者慰霊事業の一つである全国戦没者追悼式が日本武道館において開催され、戦没者約310万人に追悼の誠が捧げられた。

本稿では、戦後80年関連事業を基に、戦後80年を迎えた令和7年における援護施策の現状と課題、主な国会論議等をまとめ、紹介することとする。

¹ パラオ共和国を構成する島の一つで、日本から約3,000km南の赤道付近に位置する。第1次世界大戦後の大正9年から日本の委任統治領となっていたが、昭和19年9月に米軍が上陸し日本軍と激戦となった。

図表 1 戦後80年関連事業の概要

拡充	戦後80年関連事業	社会・援護局（援護）援護企画課 （内線3404）
令和7年度当初予算案	18億円（13億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 1.5億円	
1 事業の目的	戦後80年を迎える中で、先の大戦を体験された方が少なくなり、戦没者のご遺族の方の高齢化も進む中、戦争の記憶を次の世代に継承していくことが喫緊の課題となっている。 このため、改めて戦没者等の遺族に対する弔慰の意を示し、洋上慰霊などの特別な慰霊事業を実施するとともに、若者世代はじめ広く記憶を共有・継承し、現在そして未来に生かすための施策を推進する。	
2 事業の概要・スキーム	① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給【拡充】 12億円（8.0億円） 戦後80年に当たる令和7年には、現在償還中の特別弔慰金に係る国債が最終償還を迎えることから、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法を改正し、特別弔慰金の支給を継続する（年5.5万円、5年償還の国債を5年ごとに2回交付）。 ② 戦没者慰霊事業の充実【拡充】 4.2億円（4.0億円） 慰霊友好親善事業において船舶による洋上慰霊を実施するとともに、ご遺族の高齢化を踏まえ、全国戦没者追悼式参列旅費の国費負担（付添職員旅費）を拡充する。また、国内外の慰霊碑に関する補修等の取組を進める。 ③ 語り部事業の充実【拡充】 1.0億円（25百万円） 平和の語り部事業について、語り部による講話数の増や広報・国際交流にかかる経費等を拡充するとともに、中国残留邦人等の語り部の育成を行う。 ④ 遺骨収集事業の推進【拡充】 98百万円（47百万円） 大規模な集団埋葬の情報があるパラオ諸島（ペリリュー島）における遺骨収集事業の加速化を図るとともに、遺骨収集事業に関する広報を目的として、事業の紹介動画を作成する。 ⑤ 次世代への記憶継承のためのシンポジウム等の実施【新規】 19百万円（0百万円） 昭和館等において戦後80年シンポジウムや作文コンクールを行う他、しょうけい館において記念企画展等を行う。  洋上慰霊（平成27年度）の様子  平和の語り部事業（対話型講話）の様子	

（出所）厚生労働省「令和7年度予算案の主要事項」（令和7年3月31日）120頁

2. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の継続

（1）戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の概要

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（以下「特別弔慰金」という。）は、先の大戦で国に殉じた軍人軍属及び準軍属²の遺族に対して、戦後20年、30年、40年、50年、60年、70年という節目の機会を捉え、国として改めて弔慰の意を表するため、一定範囲の遺族に対して支給されるものである（図表2）³。

軍人軍属及び準軍属の遺族（配偶者、未成年の子等）に対しては、恩給法（大正12年法律第48号）、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「援護法」という。）等により公務扶助料、遺族年金等が支給されてきた。しかし、戦後年月を経るに伴い、受給者の中には死亡、成年到達等の事由により、これらの受給権を失うものが相次いだ。このため、戦没者等の身近な遺族（子、兄弟姉妹等）でありながら、国から何らの処遇も受けられない者が多数生ずるに至った。

そこで、戦後20年に当たる昭和40年、戦没者等の遺族に対し、国として弔慰の意を表するため、特別弔慰金（額面3万円、10年償還の特別弔慰金国庫債券（記名国債））の支給を

² 軍属は戦地勤務の雇員等を指す。準軍属は国家総動員法（昭和13年法律第55号）による被徴用者等を指す。

³ このほか、戦没者・戦傷病者等の妻に対する特別給付金として、戦没者等の妻に対する特別給付金（昭和38年～）、戦傷病者等の妻に対する特別給付金（昭和41年～）がある。なお、戦没者の父母等に対する特別給付金（昭和42年～）については、令和5年には対象者がいなくなったため、実施されていない。

内容とする「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）が制定された。

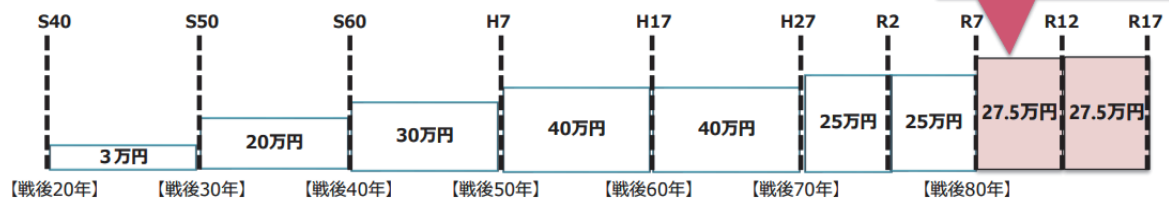
図表 2 特別弔慰金の概要

【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の概要】（昭和40年度創設）

○ 先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後20年、30年、40年、50年、60年、70年といった特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表するため、一定範囲の遺族※（子、兄弟姉妹等）に対して、特別弔慰金を支給。

※ 戦没者等の遺族の中に、恩給法の公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金等を受ける遺族（主として配偶者）がいな
いとき、先順位者1名に支給。

○ 支給は、無利子の記名国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを受ける。



（出所）厚生労働省社会・援護局（援護）「戦後80年関連施策の実施状況」（令和7年8月）

（報道発表資料「全国戦没者追悼式の開催（8/15（金））等」別添2）から抜粋

その後、戦後30年に当たる昭和50年、戦後40年に当たる昭和60年、戦後50年に当たる平成7年及び戦後60年に当たる平成17年に法改正が行われ、改めて特別弔慰金が支給された⁴。また、特別弔慰金は、原則として戦後何十年といった節目の機会を捉えて支給されるが、このほか、節目から節目の間に公務扶助料、遺族年金等の受給権者が死亡したこと等により、一定の日にこれらの受給権者がいない場合に、特例的な特別弔慰金を支給することを内容とする法改正が、昭和47年、昭和54年、平成元年、平成11年及び平成21年に行われた⁵。

戦後70年に当たる平成27年には、償還額を年5万円へ増額して額面25万円とするとともに、遺族の高齢化等を踏まえ、5年償還の記名国債を5年ごとに2回交付（合計50万円）することを内容とする法改正が行われた。この改正により、従来行ってきた特例的な特別弔慰金の支給を内容とする中間年の改正は要しないこととなった。

（2）特別弔慰金支給法改正の概要

令和7年2月7日、特別弔慰金支給法改正案が国会に提出された。その内容は、戦後80年に当たる令和7年に、現在償還中の特別弔慰金が最終償還を迎えることから、国として改めて弔慰の意を表するため、特別弔慰金の支給を継続しようとするものであり、償還額を年5.5万円へ増額し、額面27.5万円、5年償還の記名国債を5年ごとに2回交付（合計55万円）することとした。基準日については、1回目を令和7年4月1日、2回目を令和12年4月1日とし、それぞれの基準日において同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金

⁴ 昭和50年には額面20万円、10年償還、昭和60年には額面30万円、10年償還、平成7年及び平成17年には額面40万円、10年償還の記名国債の交付を内容とする法改正がなされた。

⁵ 昭和47年には額面3万円、10年償還、昭和54年には額面12万円、6年償還、平成元年には額面18万円、6年償還、平成11年及び平成21年には額面24万円、6年償還の記名国債の交付を内容とする法改正がなされた。

等の支給⁶を受けている者がいない場合に、一定範囲の遺族⁷に特別弔慰金を引き続き支給することとした。

あわせて、特別弔慰金の審査請求に係る諮問先を、総務省の行政不服審査会から、審議会等において政令で定めるもの⁸に変更する等の所要の改正を行うことを規定した。

特別弔慰金支給法改正法は、令和7年3月31日に成立した。衆参の厚生労働委員会においては、国として弔慰の意を表する方策の検討等の項目を含む附帯決議が付された⁹。

(3) 主な国会論議

ア 特別弔慰金の償還額増額の理由

図表2のとおり、特別弔慰金の償還額は、昭和40年の制度創設時から、順次増額されてきている。特別弔慰金支給法改正案においては、特別弔慰金の償還額は、それまでの年5万円から5.5万円に増額されることとなった。

法案審査においては、平成27年の特別弔慰金支給法改正時（以下「前回改正時」という。）の増額の理由が遺族の高齢化等を踏まえたものであった意味、また、今回の改正による償還額の増額が10年間で合計5万円となった理由について質疑がなされた。福岡厚生労働大臣は、前回改正においては、遺族からの特別弔慰金の継続や増額の要望の声を受け止め、制度創設から50年目の大きな節目であったこと、遺族の高齢化及び償還額が据置きとなっていた平成7年以降の社会経済情勢の変化を総合的に勘案し、10年間で合計10万円の増額とした旨、また、今回の見直しについては、これも遺族からの令和7年度以降の特別弔慰金の継続と増額を求める要望の声を受け止め検討を行い、昨今の物価の上昇を含め、現在の支給額となった平成27年以降の社会経済情勢の変化等を総合的に勘案したものである旨述べた¹⁰。

イ 特別弔慰金の請求手続の簡素化

特別弔慰金の請求手続に関しては、申請から受取まで半年といったケースもあれば、1年を超えてしまうケースもあり¹¹、前回改正時の参議院厚生労働委員会の附帯決議に

⁶ 公務扶助料等の年金給付には、①恩給法による公務扶助料、特例扶助料、②援護法による遺族年金・遺族給与金のうち、公病死であるもの、③旧令共済組合殉職年金等がある。

⁷ 特別弔慰金の支給対象遺族は、援護法による弔慰金受給権者である。援護法による弔慰金は、軍人軍属及び準軍属が、昭和12年7月7日（日華事変）以後、公務上又は勤務に関連して受傷し、あるいは疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日（太平洋戦争）以後に死亡した場合に、弔慰金の権利取得日における弔慰金の支給順位のうちの最優先順位の遺族に対し支給される。この弔慰金受給権者が特別弔慰金の基準日にいない場合には、その他の戦没者死亡当時の遺族のうちの最優先順位者が特別弔慰金の支給対象となる。なお、一部の要件を満たす遺族（昭和12年7月7日以後昭和16年12月7日まで（日華事変間）の戦没者等の遺族等）については、援護法による弔慰金の対象ではないが、弔慰金受給権者とみなし、特別弔慰金の支給対象となっている。

⁸ 令和7年4月1日公布・施行の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令第2条において、厚生労働省の援護審査会と規定された。

⁹ 附帯決議の全文は、衆議院ホームページ<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kourou82C7C90FBD2F912B49258C59001825AE.htm>及び参議院ホームページ<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/217/f069_033101.pdf>を参照。（本稿におけるURLの最終アクセス日は、いずれも令和7年9月9日）

¹⁰ 第217回国会参議院厚生労働委員会会議録第5号7頁（令7.3.31）

¹¹ 第217回国会衆議院厚生労働委員会会議録第5号2頁（令7.3.26）

において、手続の簡素化に努めることとされていた¹²。

手続の簡素化に係る対応について、厚生労働省は、システムの活用による提出書類の削減、自治体内の事務処理の支援を行っている旨答弁した。また、今回の改正による特別弔慰金の支給については、令和7年10月からマイナポータルのぴったりサービスを活用して請求書等の提出ができるように検討している旨述べた¹³。

一方、こうした請求手続のオンライン化は新たな請求方法となることから、高齢の受給者が手続に困ることのないよう、衆参の厚生労働委員会の附帯決議において、遺族の高齢化等を踏まえ、請求手続について必要な支援に努めることとされた¹⁴。

ウ 国として弔慰の意を表する方策についての検討

特別弔慰金によって国の責任において示す弔慰の意に関しては、①特別弔慰金の趣旨に照らして真に国が弔慰の意を表すべきとは必ずしも限らない者に、特別弔慰金の記名国債が相続されていること、②本来弔慰の意が表されるべき者にいまだ弔慰の意が表されていないことが、従前から課題として指摘されてきた¹⁵。こうした指摘を受け、前回改正時の参議院厚生労働委員会の附帯決議において、戦後80周年に向けて、戦没者等の遺族の心情等を踏まえつつ、国として弔慰の意を表する方策について検討を行い、国民の理解と支持を得た上で必要な措置を講ずることとされていた¹⁶。

この点に係る厚生労働省の対応について、福岡厚生労働大臣は、特別弔慰金支給法改正案の検討に当たり、制度の在り方について早期に検討を開始する観点から、平成27年から平成30年にかけて47都道府県で特別弔慰金受給者を含む関係者にヒアリングを実施したところ、国債による支給の継続を望む多くの声があり、遺族からは国が戦没者を忘れないあかしとして特別弔慰金の継続支給について強い要望があったことから、高齢の遺族の負担等も考慮しつつ、国として弔慰の意を表する方策について総合的に検討を行い、前回に引き続く方式により、特別弔慰金支給法改正案の提出に至った旨述べた¹⁷。

これに対し質疑者から、弔慰の意を示すべきだが示されていない多くの民間の一般戦災者からもヒアリングを行った上で、専門家・有識者による制度の再検討を行う必要性について指摘があったところ、福岡厚生労働大臣は、幅広い意見を伺いながら次の制度見直しについて検討していく必要はあると思っている旨述べた¹⁸。

なお、衆参の厚生労働委員会の附帯決議において、戦後90年に向けて、戦没者等の遺族の心情等を踏まえつつ、国として弔慰の意を表する方策について、支給対象者や支給方法の在り方も含めた検討を行い、国民の理解と支持を得た上で必要な措置を講ずるこ

¹² 第189回国会参議院厚生労働委員会戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平27.3.31）〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/189/f069_033101.pdf〉項目1

¹³ 第217回国会参議院厚生労働委員会会議録第5号8頁（令7.3.31）

¹⁴ 衆議院厚生労働委員会附帯決議項目1、参議院厚生労働委員会附帯決議項目1

¹⁵ 第217回国会参議院厚生労働委員会会議録第5号3頁（令7.3.31）

¹⁶ 第189回国会参議院厚生労働委員会戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平27.3.31）項目2

¹⁷ 第217回国会参議院厚生労働委員会会議録第5号3頁（令7.3.31）

¹⁸ 第217回国会参議院厚生労働委員会会議録第5号3～4頁（令7.3.31）

ととされた¹⁹。

エ 空襲被害者の救済

第2次世界大戦の空襲等による一般戦災者である空襲被害者の救済については、これまで「受忍論」²⁰を根拠として国による補償がなされてこなかった。こうした空襲被害者を救済する議員立法に関しては、超党派の国会議員連盟において検討されてきており、参議院予算委員会等でも取り上げられた²¹。

特別弔慰金支給法改正案の法案審査においては、戦争により犠牲になったという点で、軍人軍属等と空襲被害者を区別して取り扱うのは不合理ではないかとの指摘に対し、福岡厚生労働大臣は、軍人軍属等は国と雇用関係又はこれに類似する特別の関係にあり、特別弔慰金はこうした関係にある軍人軍属等の遺族に対して改めて弔慰の意を表するために支給しているところ、国家が強制的に戦地における戦闘行為や軍需工場における就労等に参加させたという事情にない一般戦災者について対象としていない旨述べた²²。

また、空襲被害者に対して正式に謝罪をし、不戦の誓いをすべきではないかとの指摘に対し、福岡厚生労働大臣は、政府としては、一般戦災者を含め、先の大戦における全ての戦没者を追悼し、平和を祈念するため、毎年8月15日に政府主催で全国戦没者追悼式を挙行し、この追悼式では総理大臣式辞において戦争の惨禍を二度と繰り返さない旨を述べている旨、また政府としては、これまでも一般戦災者に対し、一般の社会保障施策の充実などを図る中でその福祉の向上に努めてきており、空襲被害者に対しての特別給付金の支給、実態調査等を内容とする議員立法の動きを注視したい旨、答弁した²³。

3. 遺骨収集事業

(1) 経緯及び現状

遺骨収集事業については、戦後80年関連事業において、事業の推進として9,800万円が計上され、これにより、大規模な集団埋葬の情報のあるパラオ共和国のペリリュー島における事業の加速化を図ること等とされた。

¹⁹ 衆議院厚生労働委員会附帯決議項目3、参議院厚生労働委員会附帯決議項目3。また、衆議院厚生労働委員会においては、特別弔慰金の記名国債の相続等の問題を踏まえ、特別弔慰金の2回目の支給に関する規定を削除し5年償還の記名国債の1回のみの支給とした上で、その償還期限の5年以内に、国として弔慰の意を表する方策について検討を行うこと等を内容とする修正案が立憲民主党・無所属により提出されたが、否決された。

²⁰ 「戦争被害受忍論」と呼ばれる。「戦争中から戦後占領時代にかけての国の存亡にかかわる非常事態にあつては、国民のすべてが、多かれ少なかれ、その生命・身体・財産の犠牲を堪え忍ぶべく余儀なくされていたのであつて、これらの犠牲は、いずれも、戦争犠牲または戦争損害として、国民のひとしく受忍しなければならなかつたところであり、右の在外資産の賠償への充当による損害のごときも、一種の戦争損害として、これに対する補償は、憲法の全く予想しないところというべきである。」最大判昭43.11.27民集22巻12号2808頁

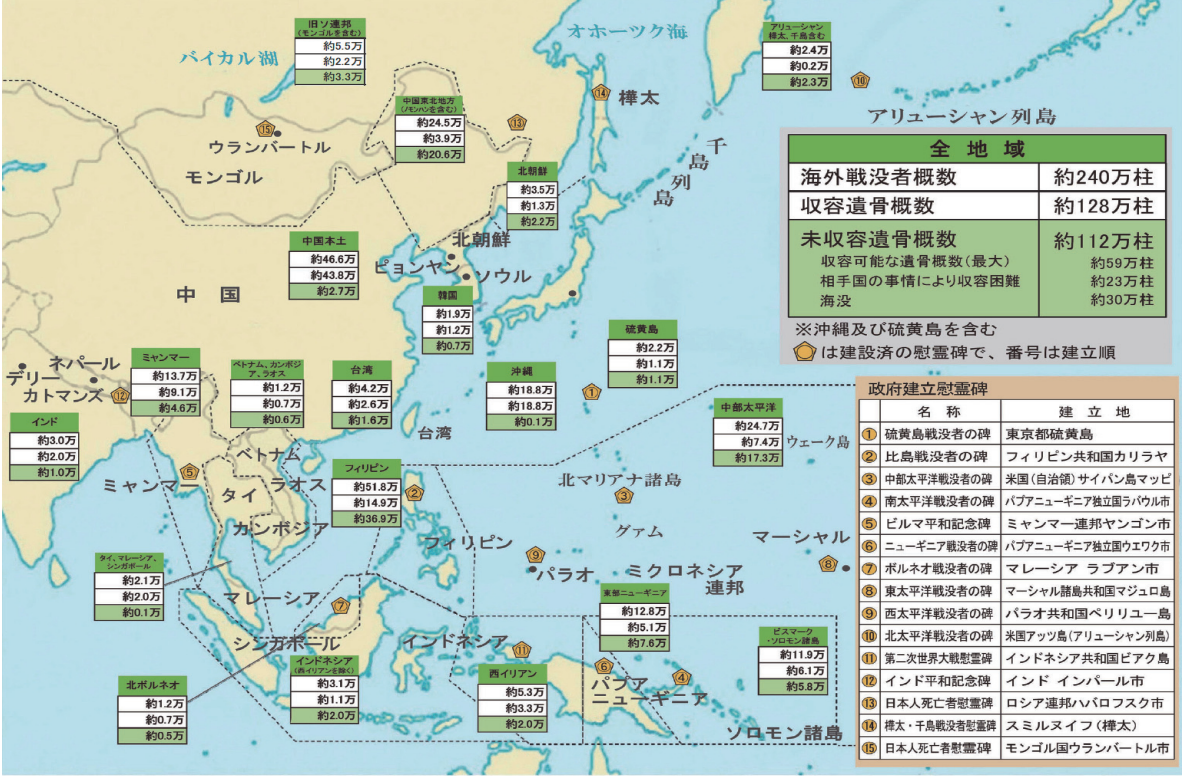
²¹ 第217回国会参議院予算委員会会議録第3号30頁（令7.3.6）等

²² 第217回国会参議院厚生労働委員会会議録第5号5頁（令7.3.31）

²³ 第217回国会参議院厚生労働委員会会議録第5号6頁（令7.3.31）。なお、特別弔慰金支給法改正法成立後の令和7年5月、超党派の国会議員連盟は、空襲被害者のうち、現在生存する障害者への一時金給付、空襲被害の実態調査等を内容とする救済法案の原案を取りまとめたが、第217回国会（常会）における提出は見送りとなった。「民間の空襲被害者救済 法案成立阻む無関心」『東京新聞』（令7.7.28）

厚生労働省では、昭和27年度以来、海外の戦没者の遺骨収集²⁴を実施している。海外戦没者の概数は約240万人であり、そのうち半数近く約112万柱の遺骨が現在も未収容となっている。このうち、海没遺骨が約30万柱、相手国の事情により収容が困難な遺骨が約23万柱あり、これらを除いた収容可能な遺骨は最大で約59万柱とされている（令和6年度末時点）。

図表3 地域別戦没者遺骨収容概見図（令和6年度末時点）



（出所）厚生労働省社会・援護局「遺骨収集事業の概要」（令和7年5月）2頁

昭和27年度からの遺骨収集事業は、主に戦没者の遺骨の一部を「象徴遺骨」として収容するのみであり、昭和32年度には政府事業として概了することとなった（第1次計画。収容遺骨数は約1.2万柱）。その後、旧戦域に数多くの遺骨が放置されているとの遺族や戦友の指摘²⁵、また旧戦域における開発等により遺骨が発見される事例が相次いだことから、昭和42年度から6年計画で、改めて計画的な遺骨収集事業が再開された（第2次計画）。計画終了が迫った昭和47年、グアム島における旧日本兵の横井庄一氏の救出により遺骨収容に対する国民の関心が高まったこと等から、昭和48年度から3年計画で遺骨収集の充実強化

²⁴ 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）第2条において、「遺骨収集」とは、沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域（南西諸島等）又は本邦以外の地域で死亡した我が国の戦没者の遺骨を収容し、本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すこと等と定義され、「収容」は、この定義の中にもあるとおり、遺骨収集のプロセスの一部となっている。

²⁵ 昭和39年から海外渡航が自由化されたことで、遺族・戦友が旧戦域を訪れることが可能となり、多数の遺骨の散在を目にすることとなった。

が図られるとともに(第3次計画)、関係民間団体に対する補助事業が実施された。その後、相手国の事情等で収容できなかったが、新たに収骨が可能となった地域等について継続的に遺骨収集を実施するとともに、事業を継続していく中で遺骨情報が減少したことから、平成18年度から、民間団体等の協力を得て海外未収容遺骨の集中的な情報収集を開始した。

平成28年、議員立法により、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号。以下「遺骨収集推進法」という。)が成立し、遺骨収集は国の責務として位置付けられた。その後、令和5年における改正を経て、令和11年度までの期間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすることとされている。

各地域における遺骨収容の現状は図表3のとおりとなっている²⁶。

(2) 戦後80年における主な動き

令和7年3月29日、福岡厚生労働大臣は、硫黄島にて開催された日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式に出席し、式典後には遺骨収集現場や地下壕の視察・巡拝を行った。硫黄島においては、戦没者約2.2万人のうち、未収容遺骨は約1.1万柱となっている(令和6年度末時点)。

次いで、同年5月5日、同大臣は、令和7年度予算において事業の加速化を図ることとされたパラオ共和国のペリリュー島において、戦没者の慰霊・献花、遺骨収集現場の確認等を行うとともに、同国のメトゥール人的資源・文化・観光・開発大臣と会談し、遺骨収集を加速させることで合意した。パラオ共和国における遺骨収集は昭和28年に始まったものの、同国政府が現地活動を認めなかった期間もあるなど難航しており、同国における戦没者約1.6万人のうち、ペリリュー島における未収容遺骨は約2,400柱となっている(令和6年度末時点)。厚生労働省は、今回の合意を踏まえ、ペリリュー島の集団埋葬地における遺骨収容を令和9年度までに概了させるとしている。

一方、同年5月8日、国会内では、戦没者の遺骨の収集促進を目的とした超党派の「戦没者のご遺骨等の収集の加速化を図る国会議員連盟」の初会合が開かれ、遺骨収集に携わる関係者等のヒアリングを通じ、遺骨収集事業の課題の洗い出しを進めることとされた²⁷。

参議院厚生労働委員会においては、同年3月31日、特別弔慰金支給法改正案に対する附帯決議において、一柱でも多くの戦没者の遺骨を早期に遺族に引き渡せるよう、遺骨収集推進法に基づき、遺骨収集の加速化を図ることが明記された²⁸。また、同年6月3日の同委員会において、戦没者の遺骨収集事業に関する件として、福岡厚生労働大臣から同事業の実施状況に関する報告が行われた²⁹。

(3) 主な課題・国会論議

²⁶ 遺骨収集事業によるこれまでの収容遺骨数は約34万柱となっている(令和6年度末時点)。

²⁷ 「遺骨収集『意思一つに』 加速へ超党派議連が初会合」『産経新聞』(令7.5.9)

²⁸ 参議院厚生労働委員会附帯決議項目5

²⁹ 第190回国会参議院厚生労働委員会戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案に対する附帯決議(平28.2.18)に基づき、戦没者の遺骨収集事業の実施状況については、定期的に参議院厚生労働委員会に報告を行うこととされている。

ア 戦没者遺骨に係る情報収集

戦没者の遺骨情報については、かつては戦没者の遺族・戦友からもたらされることが多かったが、物故者の増加等により情報が減少したことを踏まえ、政府は近年、海外での情報収集に注力してきた。平成18年度から民間団体等の協力を得て海外での聞き取り等の取組を開始し、平成28年に遺骨収集推進法が成立した後は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会に業務を委託し、各国の国立公文書館等における資料調査を集中的に実施した。令和11年度までの遺骨収集の集中実施期間中に、情報収集により得られた埋葬等に関する情報（約3,300か所）について現地調査を実施し、遺骨の有無を確認することとしている。

こうした情報収集を行う中でも、中国、北朝鮮など、多くの戦没者がいるものの、相手国の事情等により本格的な調査を実施できていない地域が存在することが課題となっている。また、ロシアにおける遺骨収集事業については、二国間の協定に基づき、人道的観点に立脚してこれまで実施されてきたが、ロシアによるウクライナ侵攻以降、渡航中止勧告が発出されていることもあり、事業の実施が困難な状況が続いている旨、国会でも答弁があった³⁰。

イ 海没遺骨

約30万柱の海没遺骨については、政府はこれまで水葬扱いとして、原則として収容を行っていなかったが、令和2年8月から対応を転換し³¹、遺骨を目にする可能性のある事業者との連携を進め、積極的に情報収集を行うこととした。「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（令和5年7月28日閣議決定）においても、観光ダイバー等の目に触れて遺骨の尊厳が損なわれているような場合に、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施するとともに、関係事業者に積極的に情報提供を呼びかける旨が明記されている。

ただ、遺骨が人の目に触れていない場合には「尊厳が損なわれる」ような状態にはあらず、国による調査の対象には含まれないこともあり、これまでに収容された海没遺骨は4,677人分（令和7年4月時点）にとどまることが課題となっている³²。

ウ 遺骨の鑑定の迅速化

現在の遺骨収集事業の流れは、現地で遺骨を収容した後、①現地にて遺骨の形質を鑑定し、日本人の遺骨である蓋然性を確認、②蓋然性が高いと判定された場合は、日本に検体のみを持ち帰り、検体のDNA鑑定等を実施、③日本人の遺骨であると判定されれば、現地で焼骨・慰霊を行った上で、検体以外の部分を日本に持ち帰り、④遺族への返還等の実施、となっている。このプロセスの中の、②日本における検体のDNA鑑定等が、令和7年2月末時点で1,558柱について終了しておらず、検体以外の遺骨が現地に留

³⁰ 第217回国会参議院予算委員会会議録第6号6頁（令7.3.12）

³¹ 背景として、潜水技術の向上で民間ダイバーが海没遺骨を撮影した写真をSNSに投稿する事態が生じ、戦没者遺族から戦没者の尊厳が損なわれるとの懸念が上がったことがある。

³² 「海に沈む30万の遺骨も…収容は1% 戦後80年の現実」『NHK NEWS WEB』（令7.4.22）〈<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250422/k10014783021000.html>〉

め置かれている³³ことが課題となっている。

こうした事業の仕組みは、厚生労働省が日本人ではない遺骨を日本人として収容した令和元年のシベリア抑留者遺骨取り違え問題発覚を教訓として導入され、令和2年度に現在の流れが確立された。ただ、検体数は膨大で、DNA鑑定には数年掛かることもあるとされる。厚生労働省は、令和4～6年度の3か年で計3,600件を鑑定する目標を掲げたが、令和7年1月末時点で鑑定数は計2,653件にとどまっている³⁴。

また、鑑定の方法について、日本では、検体のDNA鑑定から日本人と判明すれば、再度現地に赴き、検体以外の部分を日本に持ち帰るため、時間が掛かっている一方で、米国で導入されている「安定同位体分析」を使えば、検体の成分からおおよその国籍を判別することができ、鑑定を迅速化・低コスト化できるとされている³⁵。

令和7年4月、米国国防総省捕虜・行方不明者調査局(DPAA)のケリー・マッキーグ長官が福岡厚生労働大臣と面会し、安定同位体分析の本格導入と、対象地域の拡大を要請した。福岡厚生労働大臣は、国会質疑において、厚生労働省においても、安定同位体分析を用いて日本人の遺骨かどうかを判別する所属集団判定の実用化を図るため、令和4年度から研究事業を実施しており、引き続き、DPAAとの連携を進める旨述べている³⁶。

エ 長期的視点での事業の検討等

これまでの政府による遺骨収集事業は、戦後の第1次計画で「象徴遺骨」の収容をもって概了とされた後、遺族等からの指摘等により第2次・第3次計画が実施され、その後、平成28年の遺骨収集推進法の成立に伴い、事業の集中実施期間が設けられるなどの経緯をたどった。こうした政府の姿勢に対して、一貫した大きな方針がなく、消極的で場当たり的だった、との指摘がある。また、令和11年度までとなっている集中実施期間について、期間を延長するだけでなく、長期的に収容をどうしていくのかなど、大きな視点で事業を考え直しながら、国民の理解を得ていくことが必要と指摘されている³⁷。

加えて、遺骨収集事業の今日的意義を再設定する必要性について、従前から指摘されてきた。なぜこの事業が将来にわたって継続されるべきなのか、また、今後、戦争との個人的な関わりを持たない若い世代が、遺骨収集事業の活動の主体となることが予想される中で、事業にどのような意味を見出すことができるのかという観点において、事業の意義を改めて問い直すことが必要であり、このように遺骨収集事業について考えることで、海外戦没者という遠く離れた「死者へのまなざし」を忘れないことが、これからの戦争の記憶の継承にとって欠くことのできない要素となっていくと指摘されている³⁸。

³³ 「戦没者遺骨 帰還阻む欠陥 検体数膨大、鑑定に時間」『産経新聞』(令7.5.7)

³⁴ 同上

³⁵ 第217回国会衆議院厚生労働委員会議録第7号5頁(令7.4.4)

³⁶ 第217回国会衆議院厚生労働委員会議録第7号6頁(令7.4.4)

³⁷ 浜井和史帝京大学教授のコメント。「戻らぬ遺骨 112 万柱 収集事業のいま 国の責任 弔う姿勢示して」『東京新聞』(令7.4.14)

³⁸ 浜井和史『戦没者遺骨収集と戦後日本』(吉川弘文館、令和3年)270～272頁

4. 戦没者慰霊事業、次世代への記憶継承等

(1) 戦没者慰霊事業

戦後80年関連事業において、戦没者慰霊事業の充実として、4.2億円が計上された。その内容は、慰霊友好親善事業において船舶による洋上慰霊を実施するとともに、全国戦没者追悼式参列旅費の国庫負担（付添職員旅費）の拡充、国内外の戦没者慰霊碑に関する補修等の取組を進めるものである。

ア 慰霊友好親善事業

厚生労働省は、平成3年度から、戦没者遺児が戦争犠牲者という共通の立場から旧主要戦域等の関係者と戦争犠牲者の慰霊追悼を行い、恒久平和を願う取組を実施している。船舶による洋上慰霊はその一環として、日本遺族会が実施し、厚生労働省がこれに補助を行っている。令和7年度の洋上慰霊は、平成22年度及び平成27年度に続き3度目となるもので³⁹、6月1日から11日に掛けて実施された。前述のとおり、遺骨収集事業において、約30万柱の海没遺骨の収容が進んでおらず、気持ちに区切りをつけられない遺族にとって、洋上慰霊は心のよりどころになってきたが⁴⁰、日本遺族会は、遺族の高齢化に伴う参加者減少を踏まえ、令和7年度で事業の終了を決定しており、今回が最後の洋上慰霊となった。日本遺族会は今後の活動について、語り部事業に注力していきたいとしている⁴¹。

イ 全国戦没者追悼式

全国戦没者追悼式については、毎年8月15日、政府主催により、先の大戦による戦没者約310万人⁴²を追悼するため、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、日本武道館にて実施されている。同式典は昭和38年から行われ、昭和57年4月13日の閣議決定により、毎年8月15日を「戦没者を追悼し平和を祈念する日」とし、引き続きこの日に、「全国戦没者追悼式」を挙行することとされた。式典への参列者は、政府関係者、各界の代表、全国からの遺族代表等約6,000人となっており⁴³、参列遺族の一部には国費により旅費が支給されている⁴⁴。これに関しては、戦後80年関連事業として、参列遺族の高齢化に伴う付添職員の参加費用に係る国庫負担の増額、コロナ禍前の令和元年度まで実施していた18歳未満の遺族による献花補助の再開としての献花補助者への旅費支給が実施された。なお、参列者に含まれる一般戦災死没者遺族代表の参列旅費については、総務省において措置されている⁴⁵。参列遺族のうち、戦後生まれの割合は過去最高の53.2%となっており、高

³⁹ 平成22年度は戦後65周年記念事業として、27年度は戦後70周年記念事業として実施された。

⁴⁰ 「最後の『洋上慰霊』へ神戸港きょう出発、『父が亡くなった場所を目に焼き付けたい』…遺族高齢化で継続困難に」『読売新聞オンライン』（令7.6.1）<<https://www.yomiuri.co.jp/sengo/20250531-OYT1T50203/>>

⁴¹ 「6月 最後の洋上慰霊へ 遺族ら戦地訪問事業 本年度で終了」『東京新聞』（令7.5.27）

⁴² 軍人軍属が約230万人、空襲や原爆投下、沖縄戦などで亡くなった民間人約80万人が追悼対象。「世代超え英霊に祈り」『産経新聞』（令7.8.15）

⁴³ 令和7年の全国戦没者追悼式への参列者は約4,500人であり、この中で軍人軍属の遺族は3,380人、原爆死没者と一般戦災者の遺族は計52人。「終戦80年 不戦誓い」『読売新聞』夕刊（令7.8.15）

⁴⁴ 各都道府県で60名分。厚生労働省「社会・援護局関係主管課長会議資料」（令和7年3月）

⁴⁵ 総務省ウェブサイト<https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/daijinkanbou/sensai/virtual/mourning/ceremony.html>

齡遺族の参列見送りも進んでいる⁴⁶。

ウ 国内外の戦没者慰霊碑

政府は昭和46年以降、硫黄島と海外14か所に戦没者慰霊碑を建立し（計15か所）、旧ソ連地域については、埋葬地のある共和国、地方、州ごとに小規模の慰霊碑を平成12年から順次建立している（計16か所）。他方、民間団体等が日本国内に建立した日本人戦没者の慰霊碑については、維持管理を建立者等自らが行うことが基本であるが、時間の経過によって維持管理が困難となっているものもあることから、倒壊等の危険がある慰霊碑について、自治体が独自事業として補修等を行う場合に一定の補助を行っている。この補助は平成28年度から実施されており、補助率は全体の費用の2分の1（上限50万円）となっていたが、令和7年度から補助上限額が100万円へ引き上げられている。

ただ、厚生労働省が平成30年に把握した全国の約16,000基の民間慰霊碑のうち、同補助の活用実績は、令和5年度時点で26基分にとどまっており⁴⁷、同省は令和7年度、改めて慰霊碑の管理状況等の現況調査を行うとしている。

（2）次世代への記憶継承等

戦後80年関連事業において、平和の語り部事業について、語り部による講話数の増等として、前年度の4倍となる1.0億円（7,500万円増）が、また、次世代への記憶継承のためのシンポジウム等の実施として、1,900万円が新規でそれぞれ計上された。

戦中・戦後の労苦を直接体験した者が高齢化する中、その体験の記憶を次世代に伝えていくことが課題となっている。厚生労働省では、先の大戦の記憶を風化させることなく、戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えていくことを目的に、令和6年度から平和の語り部事業として、学校等での語り部活動に補助を行っている。事業者は公募により選定され、令和6年度及び令和7年度については日本遺族会となっている。

加えて、次世代の語り部等の育成について、平成28年度から令和3年度において、戦中・戦後の労苦体験者の経験を継承し語り伝える「戦後世代の語り部」の育成事業を、令和元年度からは研修修了者を語り部として委嘱する「戦後世代の語り部活動」を、厚生労働省所管の昭和館及びしょうけい館⁴⁸においてそれぞれ実施している。なお、昭和館では、語り部事業に並行し、戦争体験者の証言を映像で記録して残し、公開することを目的としてオーラルヒストリーを制作している。昭和館で公開している作品数は410作品となっている。

また、戦争の労苦を伝える施設については、東京都内に昭和館及びしょうけい館と、総務省所管の平和祈念展示資料館の三つが存在する。これらの歴史を総合的に伝える施設に集約すべきとの指摘もあるものの⁴⁹、政府としては、イベントを連携して行っていくことは

⁴⁶ 「戦後80年 記憶継ぐ重み」『読売新聞』（令7.8.15）

⁴⁷ 「戦没者慰霊碑調査へ 民間建立1.6万基、老朽化で」『日本経済新聞』夕刊（令7.4.11）

⁴⁸ 昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設。しょうけい館は、戦傷病者とその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設。

⁴⁹ 有光健（シベリア抑留者支援・記録センター代表世話人）「懸案課題解決の好機『戦後80年』 歴史と教訓の継承 官民で」『毎日新聞』（令7.1.6）

考えているが、現時点で同じ建物に移すことは考えていない旨、答弁している⁵⁰。一方、民間団体による戦争資料館等については、全国各地で運営者の高齢化や資金難による閉鎖が発生しており、これらの資料の保存についても課題となっている。

なお、しょうけい館においては、令和7年7月23日～10月19日の期間で、戦争トラウマに関するパネル展が実施されており、令和8年2月を目途に常設展示とする予定となっている。厚生労働省は、令和6年度から戦争トラウマの調査に着手しているが、調査の対象は国の認定を受けた「戦傷病者」が対象で、専門家や遺族からは、戦傷病者以外の兵士も広く調査すべきとの指摘もある。厚生労働省は、戦傷病者以外の兵士は公的資料が残っていないため、戦争と症状の因果関係を判断するのは難しいとしているが、展示を契機に、更にどんな取組が可能かを検討したいとしている⁵¹。

5. おわりに

本稿では、戦後80年関連事業を基に、令和7年における援護施策の現状と課題、主な国会論議等について紹介してきた。戦後80年を迎え、戦争体験者の減少・戦没者遺族の高齢化は、遺骨収集事業、戦没者慰霊事業等における共通する課題となっており、今後、戦争を知らない若い世代が戦争の記憶を継承していくためにも、各事業を実施する意義、長期的なビジョンを改めて示すことが求められよう。

なお、特別弔慰金支給法に関しては、戦後90年に向けて特別弔慰金が引き続き支給されることとなったものの、附帯決議において、その給付の在り方の検討を行うこととされた。今回の改正に当たっても関係者からのヒアリングが行われていたが、次回の検討に際しては、より幅広い意見を聞きながら制度の在り方を検討することが望まれよう。

(ひらい ゆうた)

⁵⁰ 第217回国会参議院予算委員会会議録第6号7頁（令7.3.12）

⁵¹ 「戦争トラウマ 旧日本兵にも 国、調査着手」『読売新聞』（令7.6.30）